

議案第11号

富士見市水道事業の設置等に関する条例及び富士見市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

富士見市水道事業の設置等に関する条例（昭和42年条例第17号）及び富士見市下水道事業の設置等に関する条例（昭和58年条例第10号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和2年2月18日提出

富士見市長 星野光弘

提案理由

地方自治法の一部改正等に伴い、富士見市水道事業の設置等に関する条例及び富士見市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出します。

富士見市水道事業の設置等に関する条例及び富士見市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

(富士見市水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 富士見市水道事業の設置等に関する条例（昭和42年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第4条中「見積価格」を「見積価額」に改める。

第5条中「第243条の2第8項」を「第243条の2の2第8項」に改める。

第7条第2項中「次の各号に」を「次に」に、「前事業年度」を「前事業年度」に、「それぞれ」を「それぞれ」に改める。

(富士見市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 富士見市下水道事業の設置等に関する条例（昭和58年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2第4項」を「第243条の2の2第8項」に改める。

第7条第2項中「次の各号に」を「次に」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中富士見市水道事業の設置等に関する条例第5条の改正規定及び第2条中富士見市下水道事業の設置等に関する条例第5条の改正規定は、令和2年4月1日から施行する。